



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会社名 東京コスモス電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 秀実
(コード番号：6772 東証第二部)
問合せ先 総務部ゼネラルマネージャー 新井 誠次
電話番号 046-253-2111

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 3 条（目的）につきまして、事業目的の一部を変更するとともに、その他の字句の統一を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、その利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を東京都において発行する日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむをえない事由により電子公告することができないときの措置を定めるため、現行定款 4 条（公告方法）を変更するとともに、字句の統一を行うものであります。
- (3) 市場環境の変化に対応し、取締役の経営に対する緊張感を高め、経営体制の見直しを機動的かつ柔軟に行いやすくするため、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条（取締役の任期）につきまして、所要の変更を行うものであります。
- (4) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条の規定により、定款第 29 条（社外取締役の会社に対する責任の制限）及び定款第 41 条（社外監査役の会社に対する責任の制限）の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日

以 上

別紙、定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>各種通信機、電子機器、電気器具、光学機器</u>ならびにその部品および<u>自動車用部分品</u>の製造販売ならびに修理 2. ～4. (条文省略)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第29条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>輸送用機器、通信機、電子機器、電気器具</u>ならびに光学機器の部品および部分品の製造販売ならびに修理 2. ～4. (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。但し、<u>やむをえない場合は、官報または日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役の会社に対する責任の制限</u>) 第29条 <u>当社は、社外取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> 第30条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第40条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(<u>社外監査役の会社に対する責任の制限</u>) 第41条 当社は、社外監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外監査役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第42条～第49条 (現行どおり)</p>